

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から同年7月まで

婚姻前の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全て母に任せており、申立期間の保険料についても母が納付してくれていた。

申立期間のうち、昭和43年3月から同年6月までの国民年金保険料について、平成17年になってA社会保険事務所（当時）から、厚生年金保険の被保険者期間と重複することが判明したため、保険料は還付されるが、当該厚生年金保険の被保険者期間は既に脱退手当金を受給済みであり、年金受給額に反映されない期間となる旨の説明を受けたので、当該期間の保険料を納付済期間のままにしてほしいと申し出たが聞き入れてもらえず、保険料の還付を受けた。

また、申立期間のうち、昭和43年7月の国民年金保険料についても還付するとされているが、申立期間の保険料を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間であったところ、昭和49年5月15日に脱退手当金が支給されていることが確認でき、制度上、国民年金の未加入期間とされる。

しかし、申立期間のうち、昭和43年3月から同年6月までの国民年金保険料について、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係るB県C町（現在は、D町）の国民年金被保険者名簿を見ると、同年3月の保険料は同年3月30日に、同年4月から同年6月までの保険料は同年7月25日にそれぞれ納付していたことが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和43年7月の国民年金保険料については、同年8月28日に納付していたことが確認できるところ、平成24年12月4日に納付済みに訂正されるまで、オンライン記録では未納として取り扱われており、申立人に係る記録の管理において行政機関側に事務過誤があったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和43年3月から同年6月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間と重複するため、平成17年1月25日に国民年金被保険者期間から未加入期間と記録が訂正されたことにより、同年2月28日に還付されていることが確認できるものの、当該期間は長期間にわたり保険料納付済期間として取り扱われている。

加えて、申立期間のうち、昭和43年7月の国民年金保険料については、上記のとおり納付記録が訂正され、当該月が厚生年金保険被保険者期間であったことから平成24年12月6日に還付決議が行われているが、還付金の支払までには至っていない。

これらのことから、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であったものの、脱退手当金が支給されており、年金額の計算の基礎にならず、年金給付がなされない期間であり、申立期間の国民年金保険料については、行政機関側による事務過誤がうかがえることに加え、申立人の母親が納付してから還付及び還付決議が行われるまで、35年以上もの間、国庫歳入金として取り扱われていることを踏まえると、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間の被保険者資格を認めず納付済期間としないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 150 万円、18 年 6 月 21 日は 108 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 21 日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月及び 18 年 6 月に係る賞与一覧表及びC健康保険組合の記録から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 10 日は 150 万円、18 年 6 月 21 日は 108 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の保険料納付に係る資料を保管しておらず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年3月1日）及び資格取得日（昭和36年1月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から36年1月1日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社本社から同社C支店に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録では、A社において、昭和33年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年3月1日に資格を喪失した後、36年1月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の元事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記元同僚のうち、申立人の異動から1年後の昭和35年春頃に、申立人と同様にA社本社から同社C支店に異動したとする元同僚は、同社本社において被保険者記録が継続しており、空白期間は生じていない上、前述の

元事業主は、「申立期間当時、給与計算は全てD県のA社本社で行っており、継続して勤務していれば、同社C支店でも同様に厚生年金保険料は控除されていたと思う。また、同社の本社及びC支店における申立人の業務内容及び勤務形態は、変更がなかったはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年2月及び36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年3月から35年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月31日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和32年5月1日から同年5月2日までの期間について、申立人のA社C部における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月2日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和32年5月1日から同年5月2日まで

私は、D社に昭和28年4月に入社した後、直ちにA社に配属され、工場の移転等で異動が何回かあったが、定年退職まで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された社員プロフィール、同社及びE健康保険組合の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和30年9月1日にA社本社から同社C部に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っておらず不明と回答しているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和30年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社から提出された社員プロフィール、同社及びE健康保険組合の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（A社C部から同社F工場に異動）していたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚がA社C部（G工場）の廃止に伴い、同社G工場から同社F工場に異動したと陳述しているところ、異動先の同社F工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月2日であることから、申立人の同社C部における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年7月21日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月頃から26年7月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、B組織施設に勤務した期間のうち、C事業所のD工場にてE職業務に従事した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も他のB組織施設に勤務した期間と同様に、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F機関が保管する申立人に係るG書類から、申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月21日から同年11月1日までの期間においてA事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述のG書類で確認できる厚生年金保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記

録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 6 月頃から同年 7 月 21 日までの期間について、申立人は、「前職を退職して約 3 か月後に、C 事業所における E 職の仕事に就いた。」と申し立てているところ、前述の G 書類には、申立人が同年 7 月 21 日に A 事業所に雇い入れられたことを示す内容が記載されており、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、勤務実態及び保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 7 月頃までの期間について、申立人は、「申立期間の後に勤務した B 組織の H 事業所の業務に就く 1 週間程度前まで、C 事業所に継続して勤務した。」と申し立てている。

しかし、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員に照会したところ、10 人の元従業員から「自身も B 組織 I 事業所内に所在した D 工場に勤務していた。」旨回答が得られたものの、申立人を記憶している者は見当たらず、当該期間における申立人の勤務を確認することができない。

また、F 機関は、申立人の昭和 25 年 11 月以降の期間に係る関係書類を保存していないと回答しており、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、勤務実態及び保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 25 年 6 月頃から同年 7 月 21 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 26 年 7 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

年金記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間も継続して同社に勤務し、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管するA社作成の申立人に係る在社履歴、同僚が所持する給与明細書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同一企業グループのA社及びC社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に清算している上、当時の事業主は死亡しているため、確認することはできないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月5日から同年12月2日まで
年金事務所から送付された「ねんきん特別便」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、A社B支店から同社C支店に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書、A社及びD健康保険組合の回答並びに元同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA社C支店開設準備室に異動したとする元同僚保管の辞令書から、昭和33年12月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14071

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成17年6月1日、資格喪失日は18年3月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から18年3月頃まで

私は、申立期間について、A社に勤務していたが、年金事務所の記録によると、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間の給与支給明細書を見ると、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成17年6月1日から18年3月16日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社発行の給与支給明細書により、平成17年6月分から18年2月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる

一方、オンライン記録によると、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成17年6月1日と記録されていたところ、事業実態が確認できないことを理由に社会保険事務所（当時）が18年3月2日付けで、遡って新規適用の取消処理を行っており、当該処理に伴って、申立人を含む131人の被保険者全員について、資格取得時に遡って被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる。

しかし、前述の雇用保険の加入記録、申立人に係る雇用契約書及び申立人から提出された給与支給明細書から、申立人のA社における勤務実態が確認できる上、元従業員及び委託先の社会保険労務士事務所の陳述から判断する

と、同社は申立期間において、事業実態があったと認められる。

また、A社は、年金事務所が保管する同社に係る滞納処分票の事跡から、同社が申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者と保険料の納付について折衝を行っていた経過が確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所に、同社について事業実態がなかったとして、遡及して適用事業所の認可を取り消す合理的な理由は見当たらないことから、申立人の被保険者資格に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人のA社における資格取得日は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た平成17年6月1日、資格喪失日は遡及して適用事業所の取消処理がされた18年3月2日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万円とすることが妥当である。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社に転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社からA社に転籍した間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の元同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域の商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の元同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和43年10月*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている11人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月7日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間についても、A社において、何回か転勤はあったが退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA社C工場から同社B工場に異動したとする同僚に係る従業員名簿の記録から、同社B工場における資格取得日を昭和31年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和31年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉

徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 26 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 25 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は27万円、同年12月10日は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

これらの期間には、いずれも27万円の賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉

徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 27 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は27万円、同年12月10日は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が漏れていることが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉

徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 27 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14077

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年8月1日まで
昭和50年10月1日から51年8月1日までの標準報酬月額について、本来であれば13万4,000円と記録されるべきところ、記録では11万8,000円となっているので、年金事務所に手続きをするように勤務先であるA社から説明を受けた。当該期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円と記録されている。

しかしながら、A社が加入するB厚生年金基金提出の申立人に係る加入員記録及びC健康保険組合提出の被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和50年10月の定時決定により13万4,000円と記録されていることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所に提出する社会保険関係の届書は、これらが複写式になった様式のものを使用しており、いずれも同じ内容であった。」旨陳述している上、B厚生年金基金の事務担当者も、「届出様式は、申立期間当時から現在まで複写式を使用している。」旨陳述していることから、A社では申立期間当時、当該厚生年金基金及び当該健康保険組合に提出された届書と同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月20日から46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月10日から46年1月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社には、その直前まで勤務していたB社の社命に基づき昭和45年11月10日から勤務しており、同社発行の出向辞令書にも、同日付けをもってA社へ出向を命ずる旨記されている。

また、昭和45年12月分の給料明細表を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社から交付されたとする出向辞令書及びA社の役員の陳述から、申立人が昭和45年11月10日から同社に勤務していたと認められる。

また、A社の事業主作成の申立人に係る昭和45年12月分給料明細表を見ると、当該給与から厚生年金保険料が控除されており、当該事業主も、「昭和45年12月分の給料から控除されている厚生年金保険料は、同年12月分だと思う。」と陳述している。

一方、申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得年月日と同社提出の申立人に係る労働者名簿における雇入年月日が、いずれも昭和45年12月20日と記録されており、申立人のほかに雇用保険の加入記録が確認できる同

僚の雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失記録は符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 20 日から 46 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料明細表の厚生年金保険料控除額から 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、上記期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を見ると、同社が申立人の資格取得日を昭和 46 年 1 月 1 日とする届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

ところで、申立期間のうち、昭和 45 年 11 月 10 日から同年 12 月 20 日までの期間については、当該期間に自らが給与事務を行っていたとする A 社の事業主が、「申立人はいつから当社に勤務したか不明であり、昭和 45 年 11 月に給料を支給したかどうか分からないので、当該給料から厚生年金保険料を控除したかどうか不明である。」と陳述するとともに、「仮に申立人が昭和 45 年 11 月 10 日に入社したとしても、毎月 25 日が給料締日、同日支払であることから、11 月分給料は（15 日間の）日割り計算となるので、B 社の辞令が有るからといって、そこから厚生年金保険料を控除したとは思えない。」と主張している。

また、上記期間について、B 社は、「申立人に対して昭和 45 年 11 月に給料を支給したかどうかは不明であり、同月分の厚生年金保険料を控除したか否かについても当時の資料が無いため確認できない。」旨文書で回答している。

さらに、B 社及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれかにおいて、申立期間に被保険者記録が有る者のうち、回答の有った 22 人（前述の A 社の役員を含む。）からは、申立人の上記期間における保険料控除について確認できる陳述は得られなかった。

加えて、申立人は申立期間のうち、昭和 45 年 11 月 10 日から同年 12 月 20 日までの期間に係る給料明細表を保管しておらず、このほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間に支給された申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。保管している賞与明細書のとおり、申立期間に賞与が支給されていたので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の夏期賞与明細書及び給与振込口座の記録から、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C社に入社後、昭和39年初頭には関連会社のA社に異動となった。転籍の前後で業務内容に変化はなく、退職まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述、同僚提出の辞令書及び申立人がA社の慰安旅行時に撮影されたものであるとする写真から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は、39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述しており、申立人と同じ期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社から給与が支給されていたと陳述していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日

を40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を102万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

年金事務所からの照会文書により、A社において、平成16年6月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料を支払っているにもかかわらず、年金記録から抜けているので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細、同社提出のB報酬の支給に関する社内連絡文書、同社の回答並びにC健康保険組合提出の申立人に係る適用台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、102万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を98万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

A社から、平成16年7月に同社本社から同社B支店に転勤したことが原因で、同年6月に支給された賞与に係る届出ができなかったと思われる旨の説明を受けた。

賞与明細のとおり、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細、同社提出のC報酬の支給に関する社内連絡文書、同社の回答並びにD健康保険組合提出の申立人に係る適用台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、98万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を114万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 18 日

年金事務所からの照会文書により、A社から平成16年6月に賞与を支給された際、厚生年金保険料が引かれていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無いことが分かった。

該当する賞与明細を提出するので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細、同社提出のB報酬の支給に関する社内連絡文書、同社の回答並びにC健康保険組合提出の申立人に係る適用台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、114万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

年金事務所からの照会文書により、A社において、平成16年6月に支給された賞与の記録が漏れていることが分かった。

賞与明細を提出するので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細、同社提出のB報酬の支給に関する社内連絡文書、同社の回答並びにC健康保険組合提出の申立人に係る適用台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所から送られてきた手紙により、夫がA社に勤務した期間のうち、同社C支店から同社D支店に異動する直前の時期に当たる申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

夫はA社には、昭和21年3月から57年3月までの期間、継続して勤務しており、申立期間にも厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録、申立人の妻提出の辞令書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に

誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月21日から同年8月1日まで
② 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

申立期間①は、A社から同社の関連会社であるB社に転籍した時期に当たるが、異動の前後で給与額の変動はなく、継続して勤務していた。

また、年金記録確認C地方第三者委員会（当時）から、上記事業所間の転籍時に空白期間が有る同僚について記録の訂正が認められたと聞いた。

申立期間②は、D社からE社に転籍した時期に当たり、D社が誤って喪失日を月末と届け出たのだと思う。私は、兄が昭和48年頃にE社を作ったことに伴って、同人が事業主であったD社からE社に転勤し、F業務等の業務に従事していた。

申立期間①及び②のいずれの期間においても異動しただけであり、同じように勤務していたので、これらの期間に厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社及びB社における複数の同僚並びに給与計算事務担当者の陳述から判断すると、申立人は当該期間も継続してA社に勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人が「B社設立当初に、A社からB社に十数

人が第一弾として、私より1か月ほど先に異動した。」旨、また、当該第一弾として異動したとされる元同僚の一人が「申立人の方が1か月遅れて異動したように思う。」旨、それぞれ符合する陳述をしているところ、B社の設立日が昭和44年6月*日であり、同社が適用事業所となった日が、同社設立日の約1か月後の同年8月1日であることを考え合わせると、当該適用事業所となった日と同日の同年8月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和45年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が、D社の事業主が新たに設立したE社に転籍し、当該期間に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年8月1日であり、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社及びE社はいずれも全喪しており、申立期間当時の双方の事業主（同一人）は死亡している上、当該2社の後継会社も申立人の申立期間当時の資料を保管していない旨回答している。

さらに、申立人は、D社及びE社の申立期間における給与事務担当者の氏名を記憶しているが、一人は連絡先不明で、もう一人も自身の当時の業務内容について記憶していないと陳述しており、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者9人（申立人を除く。）からは、当該資格取得日より前の期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたとする陳述を得ることができなかった。

なお、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和48年5月1日にE社で雇用保険の被保険者資格を取得して以降も、申立期間の直前まで、同社で厚生年金保険に加入しているが、商業登記簿の記録に

よると、D社とE社は別業種の事業所であることが確認できる上、申立人を含む複数の元従業員が、「申立人の兄がD社及びE社の事業主だったが、当該2社は別会社であり、給与計算は別々にやっていた。」旨、また、申立人自身も「E社に異動した後は、兼業することなく同社の仕事に専念しており、同社から給与が出ていた。」旨、それぞれ陳述していることから、申立人が、E社に勤務していた期間にもD社において厚生年金保険料を控除されていたとまでは認められない。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年8月23日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社B工場から申立期間に賞与が支給され、同社保管の資料では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書及びA社B工場提出の申立人に係る賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）で決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年8月23日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかし、当該あっせん後の同一事業所、同一申立期間に係る同僚94人の申立てにおける調査の中で、厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表（以下「総括表」という。）に記載されている被保険者数は299人であったものが、赤字で200人に訂正されている事跡がある点について、A社B工場の所在地を管轄する年金事務所は、「被保険者数の訂正をどこで行ったものか判断はできないが、事業所に事前連絡は可能であり、事務処理を誤った可能性がある。」としている。

また、A社B工場及びC健康保険組合は、「当該総括表を赤字で訂正することはない。」としているが、日本年金機構Dブロック本部E事務センター（以下「E事務センター」という。）は、「当該総括表を赤字で訂正することはある。」としていることなどから、当該総括表は、社会保険事務所（当時）到達後に訂正されたものであることが推認できる。

さらに、A社B工場が加入するC健康保険組合において、申立人を含む299人について申立期間における標準賞与額に係る記録が確認できるところ、同健康保険組合は、「申立期間に係る賞与支払届等は保管していないが、申立期間当時、A社B工場から提出された健康保険被保険者賞与支払届及び健康保険被保険者賞与支払届総括表は3枚複写であり、当組合から社会保険事務所に回送していた。回送する際、当組合で受け付けた人数分の同賞与支払届があることをきちんと確認していた。」としている。

加えて、E事務センターは、「申立期間当時、事業所を管轄する社会保険事務所では、総括表の被保険者数と厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の人数が相違するとき、基本的には事業所に確認し、総括表の被保険者数が異なる場合には訂正していた。」としているところ、C健康保険組合に299人分の当該賞与支払届を提出したA社B工場が、社会保険事務所から当該総括表の被保険者数についての問合せに対して、200人と回答するとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（80万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

A社に正社員として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。申立期間当時、同社から同社の関連会社であるB社に出向したが、退職することはなかったし、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答等から、平成2年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における賃金台帳兼源泉徴収簿で確認できる平成2年6月の厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と記録する

ことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年10月31日から同年11月1日まで
A社には平成22年10月31日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。
当該期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書並びにA社の給与、社会保険業務を行っていたB社から提出された申立人のタイムカード、退職願及び賃金台帳等により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めている上、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成22年10月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和55年7月から平成2年9月まで、A社及びB社においてC職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の記録によると、昭和59年5月31日から同年6月1日までの記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、B社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地がA社と同一であることが確認できることなどから、申立期間当時、両社は関連企業であったと認められる。

また、B社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで被保険者資格を取得している申立人を含む16人は、全てA社からの転籍者である上、当該16人のうち、陳述が得られた複数の元同僚は、「申立人は、申立期間も勤務していた。私たちは、申立期間も勤務場所、職務内容及び勤務形態等に変更は無く、継続して勤務していた。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、B社における申立期間後の社会保険事務担当者は、「申立期間当時は、給与計算及び社会保険事務はA社で一括して行われており、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している上、上記複数の元

同僚も、「申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 26 日から 35 年 5 月 26 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 12 月 29 日まで
④ 昭和 40 年 11 月 18 日から 41 年 4 月 16 日まで
⑤ 昭和 41 年 5 月 4 日から同年 11 月 1 日まで

私が勤務した申立期間①のA社、申立期間②のB社、申立期間③のC社、申立期間④のD社及び申立期間⑤のE社について、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、私は、脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日より前にあるF社及びG社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、請求に当たり、これら2社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている当該被保険者期間と申立期間である5社の被保険者期間とは同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたにもかかわらず、脱退手当金の計算の基礎とされていないことは事務処理上、不自然である。

また、申立期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、変更処理が行われておらず、申立期間の脱退手当金が昭和 42 年 7 月 26 日に支給決定されたこと

を踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、41年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年11月及び同年12月は26万円、9年8月及び同年9月は15万円、19年9月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

次に、申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年10月は15万円、13年4月から14年6月までは50万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年10月から同年12月までは20万円、19年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から11年3月31日まで
② 平成11年3月31日から13年4月1日まで
③ 平成13年4月1日から20年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額と相違していることが判明した。

また、申立期間②は、A社に継続して勤務したのに、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

申立期間①及び③を正しい標準報酬月額に訂正するとともに、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の相違について申し立てている

が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③のうち、平成3年11月1日から4年1月1日までの期間及び19年9月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたB市発行の市民税県民税課税明細書及び給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)並びに申立期間当時の顧問税理士(以下「元顧問税理士」という。)から提出された賃金台帳及び支給月別一覧表において推認できる厚生年金保険料控除額から、3年11月及び同年12月は26万円、19年9月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成9年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、元顧問税理士から提出された賃金台帳、給与所得者に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)、年末調整一覧表及び支給月別一覧表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①及び③のうち、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間、13年4月1日から14年9月1日までの期間及び同年10月1日から15年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票及びC市発行の市民税県民税課税明細書(以下「課税明細書」という。)並びに元顧問税理士から提出された賃金台帳、源泉徴収簿、年末調整一覧表及び支給月別一覧表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9年10月は15万円、13年4月から14年6月までは50万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年10月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票並びに元顧

問税理士から提出された賃金台帳及び支給月別一覧表において推認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため不明としているものの、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間及び19年8月1日から同年9月1日までの期間について、元顧問税理士から提出された9年8月11日付け及び18年7月4日付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において記載されている標準報酬月額が、いずれもオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は賃金台帳等で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年4月1月から14年9月1日までの期間及び同年10月1日から15年1月1日までの期間について、元顧問税理士から提出された前記の賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び③のうち、平成5年1月1日から9年8月1日までの期間、同年11月1日から11年3月31日までの期間、14年9月1日から同年10月1日までの期間及び15年1月1日から19年8月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票、課税明細書及び確定申告書（控え）並びに元顧問税理士から提出された賃金台帳、源泉徴収簿、年末調整一覧表、支給月別一覧表及び給与明細一覧表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成4年1月1日から5年1月1日までの期間及び20年1月1日から同年4月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認できる給与明細書等の資料が無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人から提出された源泉徴収票、課税明細書及び確定申告書（控え）並びに元顧問税理士から提出された賃金台帳、源泉徴収簿、年末調整一覧表、支給月別一覧表及び給与明細一覧表によると、当該期間において、申立人の給与が支給されていることが確認できることから、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成11年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再度、厚生年金保険の適用事業所となったのは13年4月1日であり、申立期間②において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、全国健康保険協会の記録によると、申立人は平成11年3月31日から13年3月31日までの期間、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できるところ、元顧問税理士から提出された前記の賃金台帳等によると、11年3月から13年2月までの厚生年金保険料は控除されていない上、申立人から提出された前記の源泉徴収票等において確認できる保険料控除額は、任意継続被保険者期間の健康保険料額に相当する。

さらに、元顧問税理士から提出された前記の賃金台帳等において、任意継続被保険者資格を喪失した平成13年3月の厚生年金保険料控除も確認できない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
年金記録を確認したところ、A社C工場から同社B工場に転勤した昭和45年11月15日から同年12月16日までの期間が、厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職していないことから、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA社C工場から同社B工場へ異動したことが確認できる同僚17人のうち10人は、「異動日は昭和45年11月15日であった。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14094

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年7月1日まで

A社B店で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額と比べて低い金額になっており、給与明細表を調べたところ、控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と異なっている。

申立期間の給与明細表を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B店における申立期間の標準報酬月額は11万円と記録されているが、同社から提出された管轄社会保険事務所長の押印が有る「標準報酬の決定について(通知)」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、申立人の平成元年10月からの標準報酬月額は36万円として届出され、決定されたことが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間の給与明細表によると、申立人が主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は36万円であると認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成17年7月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において540万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成17年7月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において180万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月11日

平成17年7月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において420万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成17年7月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において400万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成17年7月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において420万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成17年7月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において340万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成15年2月28日と記録されているが、私は当該喪失日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務実績表、A社から提出された申立人に係る平成15年2月分の給料支給明細書の控え及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に同年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の給料支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年2月21日から同年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年4月30日から同年5月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月21日から同年4月30日まで
② 平成8年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所から、A社に係る標準報酬月額及び資格喪失日の記録が遡って変更されていると連絡があった。

当時の給与は手当を合わせて19万5,000円であり、平成8年4月30日まで勤務したことは間違いない。

正しい標準報酬月額及び資格喪失日が確認できる給料支払明細書等を提出するので、申立期間について、適正な標準報酬月額及び資格喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成8年7月17日付けで、資格取得日である同年2月21日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役は、「当時、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から提案された従業員の標準報酬月額を遡って引き下げる処理

に同意した。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険に加入していた申立人以外の従業員全員の標準報酬月額も、申立人と同様に平成8年7月17日付けで、資格取得日に遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給料支払明細書及び給与支払報告書（市区町村提出用）によると、申立人は、申立期間当時、上記遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与を事業主により支給されていたことが確認できる。

加えて、商業登記簿によると、申立人は、A社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成8年6月13日と記録されていたところ、同年7月17日付けで、同年4月30日に変更されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された出勤簿（写し）、給料支払明細書及び上記給与支払報告書によると、申立人は、A社を平成8年4月30日に退職したことが確認できる。

また、A社の元代表取締役の上記陳述から、滞納保険料減額のために申立人に係る資格喪失日の変更処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、出勤簿（写し）、給料支払明細書及び上記給与支払報告書により確認できる退職日の翌日である同年5月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月21日から同年4月1日まで
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在籍証明書、同社から提出された退職年金受給申請書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（B社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「給与の締日が毎月20日であることから、申立人は昭和37年3月21日にB社からA社に異動したと考えられる。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和37年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年6月25日から同年7月1日まで

年金事務所からA社及び同社C工場に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和45年4月にA社に入社し、47年7月に同社C工場に異動となったが、平成21年9月に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に被保険者記録が無いことに納得できない。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚は、「昭和47年7月1日に同じ所属の従業員全員が異動した。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年6月25日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）国民年金 事案 6527

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から59年3月まで

私は、今は亡き母が生存中のときに、その母から、私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていた。

また、結婚してからは、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、婚姻するまでの期間について、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和59年9月10日に払い出されていることが確認でき、申立期間のうち、一部の期間は制度上、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母は既に亡くなっているため、納付方法等の具体的な状況は不明である上、その母に係るオンライン記録を見ると、申立期間と同期間の保険料は未納であり、保険料の納付済期間は昭和40年4月から同年6月までの3か月のみである。

さらに、申立期間のうち、婚姻した昭和58年2月以降の国民年金保険料については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、オンライン記録により、59年4月から平成15年11月までの保険料が夫婦同一日に納付されていることが確認できるものの、申立人の妻から陳述を得ることができないことから、当該期間の納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立期間のうち、時効により国民年金保険料を納付できない期間に

ついて保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は6年2か月と長期間であり、これほどの長期間にわたり申立人の納付記録が連続して欠落するとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

平成3年11月頃、区役所ではないところから国民年金加入届、国民年金保険料の免除申請書及び納付書が届いた。それには、A県B市C区役所宛での返送用封筒が同封されていたので、なぜ郵送してきたところと違うところに返送するのか不思議に思いながら、当該加入届と当該免除申請書を返送した。

その後、平成4年1月又は同年2月頃、どこからか覚えていないが、何も記入されていない年金手帳のみが送られてきた。免除に関する通知がなく不思議に思ったが、母に、「免除の通知は行政から送られてくるものだ。」と言われたのでそれが届くのを待つことにした。

しかし、なかなか免除の通知書が届かないので、平成4年4月頃、確認のためにC区役所に出向いた。すると、「免除にはなっていない。1月から3月まではもう免除の手続きができないので、4月からの免除になる。」と言われた。

平成3年11月頃にC区役所宛てに送付した免除申請書は、4年1月から免除とするためのものであったので、申立期間が免除期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達前に、国民年金加入届、国民年金保険料の免除申請書及び納付書が送られてきたとしているが、B市は申立期間当時、20歳到達以降の時点において、国民健康保険の被保険者であって国民年金の被保険者でない者に対して、国民年金の加入勧奨に関する案内文を送付していたとしており、20歳到達前に加入届等が送られてきたとする申立内容と符合しない。

なお、申立人は区役所でないところから国民年金加入届等が送られてきたとしているが、日本年金機構に確認したところ、申立期間当時、国民年金の窓口は市町村役場であったとしており、当該加入届等は区役所から送付されたものとするのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者に係るオンライン記録から、申立人の国民年金の加入手続は平成5年3月頃に行われたと推認され、申立期間については、この加入手続時期において、制度上、遡って免除申請することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書の控え、保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6529

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から57年3月まで

私は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関わったことはないが、亡くなった母が私たち姉弟に、「あなたたちは20歳から国民年金に加入している。」と常々言っていた。その証拠に、私の姉と弟は20歳からの保険料が納付済みとなっている。母が私の保険料だけ納付しなかったとは考えられないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が国民年金に任意加入し、申立期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対する手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。この場合、申立期間は、国民年金の未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の母は既に亡くなっているため、具体的な状況は確認できない上、申立人の母名義の預金通帳の写しを見ると、昭和54年12月から57年12月までの保険料について、3か月ごとに振替納付されていることが確認できるが、その金額が一人分の保険料額であることから、この口座振替は申立人の母の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年11月まで

私は大学を卒業後、平成7年6月に就職するまでの期間、国民年金の加入
手続及び保険料の納付については、母に任せていた。

また、私が大学生であった期間のうち、平成5年6月から6年5月頃まで
の期間は海外に留学していたことから、当初、母は、私が帰国するまでの期
間の国民年金保険料を納付する義務は無いものと考えていた。

しかし、私は海外留学中の期間も、日本に住民票上の住所を置いていたこ
とから、母は私が帰国した後に、この期間も国民年金は強制加入期間であり、
国民年金保険料が未納となっていることを知り、申立期間の保険料をまとめ
て納付してくれた。

私は、母から、「時期は覚えていないが、過去の未納期間を解消するた
めに、A県B市役所で国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。」と聞いた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私が海外留学から帰国した後
に母が納付してくれた。」と陳述している。

しかしながら、申立人が所持するパスポート及び申立人の陳述から、申立
人が海外留学から帰国したのは平成6年5月であることが確認できる
ところ、申立人の母親は、「B市役所で、一度、過去の未納保険料をまとめ
て納付したが、納付の時期など具体的なことは覚えていない。」と陳述
しており、申立人も納付には関与していないことから、申立期間に係る
具体的な納付状況が不明である上、B市の申立人に係る国民年金被
保険者名簿を見ても、申立期間は国民年金保険料の未納を示す空欄とな
っていることが確認できる。

また、申立人が所持する過年度保険料の納付書を見ると、発行日は平成7年7月7日、納付期間は5年6月から6年3月までと記載されており、当該納付書の発行日において、申立期間のうち、5年6月から6年3月までの期間は未納であったことがうかがえ、当該納付書は、3部綴り（領収済通知書、領収控及び納付書・領収証書）である上、領収日付印の欄には領収印が無いことが確認できる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6531

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月、同年9月及び12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月及び同年9月
② 平成12年4月

昭和51年3月に会社を退職した後、A県B市C区役所において自身で国民年金の加入手続きを行い、当初から口座振替によって国民年金保険料を納付していた。

時期ははっきりとしないが、平成12年6月頃、自宅に来たD社会保険事務局E事務所（現在は、F年金事務所）の50歳前後の徴収担当者から、申立期間①、②及び8年3月の国民年金保険料が口座の残高不足のため引落としされていなかったこと、及びこのうち同年3月の保険料は時効のため納付することはできないことの説明を受けた。

社会保険事務所（当時）から来た徴収担当者に国民年金保険料を遡って納付したのはこのときだけであり、申立期間①及び②の保険料として、金額ははっきり覚えていないものの、4万数千円程度を手持ちの現金により自身で納付したが、領収証書はその後紛失した。

私の申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年6月頃に、自宅に来たD社会保険事務局E事務所の徴収担当者に対して、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、平成12年6月時点では、申立期間②の国民年金保険料は現年度納付することになるところ、日本年金機構Gブロック本部H事務センターによると、保険料の収納事務が国に移管された14年4月までは、現年度保険料は社

会保険事務所ではなく、市区町村が徴収したとしており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、国民年金保険料が口座振替で資金不足のため未納となったことにより、自宅で社会保険事務所の徴収担当者に保険料を遡って納付したことは1回だけであると陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成12年10月の保険料を14年10月28日に過年度納付しており、日本年金機構F年金事務所が保管する当該月に係る原符(国民年金保険料の領収証書の控え)を見ると、当時の国民年金推進員による収納であることが確認できることから、申立人が陳述する納付の記憶は、当該月の納付によるものと考えられる。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月頃 から 31 年 4 月頃 まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。
申立期間については、A社で勤務しC業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時において、A社の同僚だったとする現在のB社の事業主の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社がB社名で厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年10月1日であり、これより前の期間において、同社がA社又はB社として厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、前述の事業主は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年10月1日以前の期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

さらに、前述の事業主は自身の記録について、「私は、国民年金制度が発足した昭和36年に国民年金に加入した。それまでの間に厚生年金保険に加入したことはなかった。」旨陳述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無く、昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まではA社、同日から 38 年 1 月 9 日まではB社において加入していることが分かった。

私は、昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 1 月 9 日までの期間において、B社で勤務しており、時々、A社の仕事もしていたので、申立期間を同社又はB社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の写真並びにA社及びB社の複数の元同僚並びにB社の取締役の陳述から判断すると、申立人が申立期間に、同社の従業員として勤務していたことが推認できる。

一方、前述の元同僚のうちの一は、「私は、昭和 36 年 4 月初旬からB社の従業員として勤務し、時々、A社の仕事もしていた。」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、同人の被保険者の資格取得日は、同人が勤務し始めたとする時期より7か月後の昭和 36 年 11 月 1 日と記録されている。

また、前述の元同僚は、「私がB社で仕事を始めた昭和 36 年 4 月以前から、申立人は複数の従業員と一緒に、私と同じ仕事をしていただけだ。」旨陳述しているところ、当該複数の従業員として名字を挙げた3人については、オンライン記録によると、申立人と同様にA社において、昭和 36 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社の取締役及び元同僚の陳述から、同社とA社の代表取締役及び所在地がそれぞれ同一であることが推認でき、前述の被保険者名簿におい

て被保険者記録が確認できる複数の者が、同時期に両社の仕事をしていた旨陳述しているところ、前述の元同僚のうち一人が、自身より少し後にB社に入社してきたとする元従業員については、A社及びB社に係るそれぞれの被保険者名簿において氏名が見当たらない上、当該元同僚及び元従業員が、B社において勤務していたとする期間に、厚生年金保険の空白期間があると陳述している。

これらのことから、申立期間当時、B社からA社に従業員を融通していた状況がうかがえるとともに、B社及びA社は、従業員について、必ずしも入社後すぐに全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが考えられる。

加えて、B社で勤務した期間に厚生年金保険の空白期間が存在するとしている前述の元従業員は、当該空白期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明である旨陳述している。

また、B社の取締役は、「申立期間当時は、当社の従業員の社会保険の手續及び給与計算等については、全てA社が行っていたので、申立人の保険料控除等に関することは分からない。」旨陳述しているところ、A社は、「申立期間当時の保険料控除等を確認できる資料は保存していない。」旨回答しており、これらの事業所から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 29 日から 62 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の被保険者記録が全く無い旨の回答を受けた。その後、同社における3か月間の被保険者記録が見付かったが、申立期間の被保険者記録は無いとの回答であった。

私のA社における雇用保険被保険者の資格取得日は、昭和 59 年 9 月 29 日であり、厚生年金保険も同日に加入しているはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員の陳述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の元事業主は、「会社は既に廃業し、申立期間当時の資料は無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除について確認できない。自身は、従業員の社会保険に関することには一切関与せず担当者に任せていたので、厚生年金保険の取扱い等についても分からない。」と陳述している。

そこで、申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、当該担当者は、「申立期間当時、社会保険に関することは私が一人で担当していた。しかし、申立人のことは記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入手続及び保険料控除については不明である。」とした上で、「厚生年金保険に加入していない期間の給与から、厚生年金保険料を控除することはないはずである。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間にA社において雇用保険の被保険者記録があるこ

とを申立ての根拠としているところ、同社において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員を抽出し、雇用保険の加入記録を確認したが、当該元従業員に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日と雇用保険被保険者の資格取得日は異なっている上、いずれの者も厚生年金保険被保険者の資格取得日の方が後になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時に所属していたA社の2か所の支店における支店長の名字をそれぞれ記憶しているところ、当該二人に照会したが、回答を得られない上、申立期間当時の元従業員に照会し回答を得られた者のうちの一人は、申立人を記憶しているものの、「申立人の厚生年金保険の加入の有無や、保険料控除等については分からない。」旨陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。A社には高校の紹介で、高校卒業後すぐに就職し、3か月ないし4か月間勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 6 月 1 日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の賃金台帳を見ると、申立人に対し、昭和 52 年 3 月の給与を支給し、同年 3 月の厚生年金保険料を当該給与から控除した記録はあるものの、同年 4 月以降の給与を支給した記録は無い。」と回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、「申立期間当時、当組合の組合員資格及び厚生年金保険の被保険者資格に係る届出様式は複写式となっており、社会保険事務所（当時）には、当組合に提出されたものと同内容の届出書を当組合から提出していた。」と回答しているところ、同健康保険組合が保管する被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 4 月 1 日と記録されており、年金事務所の記録と一致している。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人のA社における離職日は昭和 52 年 4 月 5 日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録とおおむね符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 10 月 25 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。
A社には、事業主から引き合いがあったので入社し、B事業のC職として勤務した。
また、一緒に勤務した同僚の名前もよく覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が申立期間当時の同僚及び事業主として記憶する複数の者の氏名を確認できること、及び同社事務所の所在地等に関する元従業員の記憶と申立人の陳述内容が符合すること等から判断すると、期間は定かでないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 56 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は死亡している上、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る者のうち、回答の有った者は一人のみで、その者は申立期間当時、経理及び社会保険関係事務に関与しておらず申立人のことは記憶していないと回答している。

さらに、A社の役員及び複数の元従業員が氏名を記憶する一部の正社員について、前述の被保険者名簿においてその氏名が確認できないことから、同社は、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いで

はなかったと考えられる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14110（大阪厚生年金事案 4725、9935 及び 13162 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正をこれまでに 3 回申し立てたが、いずれも申立ては認められなかった。

今回、申立期間に A 社（現在は、B 社）で一緒に勤務していた複数の同僚の名字を思い出したので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立人の A 社での勤務実態は確認することができるものの、B 社提出の従業員カード（写）によると、申立人の資格取得日は昭和 34 年 11 月 1 日と記入されている上、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付け、23 年 2 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間に勤務していたのは「C 社」であったとして、再度申立てを行ったが、申立期間当時の事業主から陳述を得られないこと、及び同社の複数の従業員に照会したところ申立人を記憶している者はいないことなどから、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 23 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に勤務していたのは A 社であり、新たに、当時の

複数の同僚の名字を思い出したので調査してほしいと再度申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者期間のある者及び申立人と同日に資格を取得した者のうち、申立人が陳述する名字である者は4人確認できるが、そのうち3人は既に死亡している上、残りの1人に照会を行ったが回答は無く、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、B社に再確認したところ、同社は、「これまでの回答内容と同様であり、申立人の従業員カードに、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和34年11月1日と記載されていることから、保険料控除は同月からと考えられ、資格取得日前の申立期間については、保険料を控除するはずはないと思う。」と回答している。

そのほかに年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 12 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②について、年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。

申立期間③について、私は、A社（現在は、B社）が経営する事業所のC店でD職として、昭和41年8月末日まで勤務していた。

当該期間の年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、当該期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和41年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページ及びその前後のページにおける女性50人の被保険者のうち、昭和40年から42年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている14人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む8人に支給記録が有り、当該8人とも、資格喪失日から約5か月以内に支給決定されている上、当該8人のうち1人は、「私は、A社を退職する際に、事務担当者から厚生年金保険を脱退するかどうかを聞かれ、脱退手当金を受給することにした。」と陳述していることを踏まえると、申

立期間においては、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人は、「私は、A社が経営する事業所のC店でD職として、昭和41年8月末日まで勤務していた。」と陳述している。

しかし、B社は、「申立人に係る資料を保管していないため、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無については不明である。」と回答している。

また、申立人は、元同僚には照会しないよう希望していることから、同僚調査を行うことができず、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について陳述を得ることができない。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における離職日は昭和41年7月31日となっており、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月15日から29年3月10日まで
② 昭和29年3月10日から同年8月9日まで

年金事務所の記録では、A社B工場及び同社C工場に勤務した申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 40月 5,963円 30.9.27」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和30年9月27日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、55年2月に国民年金に加入するまで年金の加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月頃から同年 11 月頃まで

私は大学卒業後に、新聞広告でA社の社員募集を見て昭和 48 年 5 月頃に同社に入社したが、土・日の休みも無く、毎日残業しなければならない労働条件から、将来のことを考え同年 11 月頃に退職した。当時の給与額及び厚生年金保険料額については記憶が定かでないが、夏に一時金をもらった記憶もある。同社で勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及びB市から提出された申立人に係る社員初任給決定試算表の前職欄に記載されている勤務期間等から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は平成 22 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び総務経理の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 25 人（申立人が名前を挙げた 2 人を含む。）及び元役員の計 26 人のうち、所在が判明した 10 人に照会を行い、回答が得られた 8 人のうち、元役員は、「事業主は、申立期間当時、採用してもすぐに退職する従業員が多いと話していた。そこで、従業員の厚生年金保険については、職歴の有る者は入社日から加入させていたと思うが、職歴の無い者は一定の見習期間後に加入させていた。」、また、元従業員二人は、「昭和 48 年頃は事業が急成長していた時代であり、従業員の入退社

が多く、正社員でも試用期間があった。」とそれぞれ陳述している。

さらに、申立人は、A社の入社の際について、新聞広告に載った社員募集であったと陳述しているところ、昭和48年5月14日付けC社の朝・夕刊の求人広告欄に、同社のD職等の求人募集が男女各5人ずつ掲載されているものの、同求人広告が掲載された日以降、同社に係る被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、女性従業員一人のみであることが確認できる上、申立人は同時期に入社した男性従業員がいたと陳述しているものの、申立期間を含む前後の期間において確認したが、当該男性従業員は見当たらない。

このことから、A社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14114（兵庫厚生年金事案 3090 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月10日から39年1月1日まで

前回は、A社における昭和35年7月2日から38年7月1日までの期間及びB社（前回の申立て当時は、C社。現在は、D社）における39年1月1日から46年7月16日までの期間の標準報酬月額について、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時）に申し立てたが認めてもらえなかった。しかし、改めて考えてみると、昭和36年1月10日から39年1月1日までの期間は、日曜日のみA社に勤務し、月曜日から土曜日までの午前中は、B社に勤務していたことから、当該期間を再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の標準報酬月額相違の申立てのうち、A社については、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しており、当時の同僚の所在も確認できないため、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないこと、ii) 申立期間のうち、昭和35年11月1日から36年1月10日までの期間について、申立人は、「B社に在籍していたが、週末にはA社の仕事をしていた。」と陳述しており、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、両社における標準報酬月額の合算額である1万6,000円となっていることが確認できること、iii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記載は見当たらず、オンライン記録とも一致していること、また、B社については、i) C社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の標準報酬月額は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないとしていること、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者

名簿」という。)により、被保険者資格を有する同僚4人に照会したところ、当該4人は、「自身の標準報酬月額が給与と比較して低いとは思っていない。」と陳述していること、iii)被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記載は見当たらず、オンライン記録とも一致していることなどから、既に年金記録確認兵庫地方第三者委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年3月28日付けで、通知が行われている。

今回、申立人は改めて考えてみると、B社には、申立期間も継続して同社(E営業所)に勤務していたことを思い出したので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、D社は、「申立人に係る人事記録等は保管していないため、申立期間当時の状況については不明である。」と回答している。

また、B社に係る被保険者名簿により、昭和35年7月から39年1月までの期間に被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明した23人に照会したところ、回答のあった11人のうち2人は申立人のことを記憶しているものの、勤務期間及び勤務形態については不明であると陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和39年1月1日に被保険者資格を取得し、46年7月15日に離職していることが確認でき、申立期間においては厚生年金保険被保険者の記録と同様、雇用保険の被保険者となっていないことから、勤務実態について確認することができない。

加えて、B社に係る被保険者名簿を見ると、申立人は同社において昭和35年11月1日に被保険者資格を取得しており、その取得時の健康保険被保険者番号は「*」であり、39年1月1日の同資格の再取得時の番号は「*」である上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号においても、新しい記号番号が払い出されていることが確認でき、当該被保険者名簿に不自然な記載も見当たらない。

このほか、今回の再申立てにおいて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 9 日から 48 年 4 月 10 日まで

私は、前事業所を退職してすぐの昭和 46 年 4 月 9 日から A 社で B 職として働いていたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 48 年 4 月 10 日となっている。入社当初の被保険者記録が欠落しているが、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述、申立人が申立期間後に勤務した会社が保管する申立人に係る履歴書等から、申立人は、申立期間に A 社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「当時の資料を保存しておらず、申立人に係る勤務形態及び厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者記録が確認できる者（申立人が名前を挙げた元同僚 3 人を含む。）の中から、所在が判明した元従業員 29 人に照会したところ、回答が得られた 16 人（申立人が名前を挙げた元同僚 1 人を含む。）のうち、申立期間当時の社会保険及び給与計算の事務担当者は、「当時、4 か所の工場と本社の従業員数は 150 人ほどであり、社会保険については本社において一括して適用していた。全従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、加入を拒否する者などについては、加入手続を行わず、給与から保険料も控除していなかった。」と陳述している上、当該名簿によると、申立期間当時の被保険者数は 50 人ほどであることから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業

員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、A社において昭和51年2月3日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、公共職業安定所によると、「申立人のA社に係る被保険者記録は、当該記録が全てである。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月9日まで

私は、平成元年3月にA社に入社し、2年9月に同社を退職するまでの間、継続して勤務したが、自己都合により正社員からパートに勤務形態が変更となった際の厚生年金保険被保険者記録が、同年3月31日に資格を喪失し、同年4月9日に資格を取得となっており、年金記録に空白の期間があることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自己都合により正社員からパートに勤務形態が変更となったが、入社から退職まで継続してA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社から提出された社員名簿によると、申立人は、一身上の都合により、平成2年3月30日付けで、同社を退職した記録となっている上、同社は、「平成2年3月の厚生年金保険料については、社員名簿に記載の退職日が月末ではないことから、通常であれば控除していない。」と回答している。

また、A社において、申立期間に被保険者期間が確認できる元従業員3人に照会したところ、3人共に申立人を記憶していたものの、勤務形態の変更日等の詳細については分からないと回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は平成元年3月14日に被保険者資格を取得し、2年3月30日に離職し、再度、同年4月2日に被保険者資格を取得し、同年9月4日に離職していることが確認でき、申立期間のうち、同年3月31日及び同年4月1日の勤務実態を確認することができない上、B企業年金基金の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 11 日から 57 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が、実際の勤務期間より短く記録されている。

私は、A社の前に勤務していた事業所を退職後、すぐに同社に勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務する前の事業所において、昭和 56 年 5 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、すぐに同社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は昭和 62 年 8 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会を行ったが回答を得ることができず、申立期間当時の経理事務担当者は、「期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していた記憶はある。私は、事務全般を担当していたが、社長の補助をしていただけであり、申立人に係る社会保険事務に関する手続及び保険料控除に関することは分からない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の給付情報によると、申立人は、昭和 56 年 6 月 22 日から同年 9 月 19 日までの期間、雇用保険の失業給付を受給していることが確認できることから、当該期間は、A社に勤務していなかったことが認められる。

さらに、申立人のA社における雇用保険被保険者の資格取得日は厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日であることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 58 年 3 月 24 日に社会保険事務所（当時）の総合調査が実施されていることが確認できるところ、当該総合調査では、同被保険者名簿と事業所が保管する賃金台帳の突き合わせが行われることが通例であることから、申立人についても、申立人の主張どおり申立期間の給与から社会保険料が控除されていれば、社会保険事務所の指導により、被保険者資格の取得手続が行われているはずであるが、手続が行われた形跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月31日から39年6月1日まで

A社（後に、B社）に勤務していた期間のうち、昭和24年10月の結婚後は夫婦又は家族で同社に住み込み、39年に同社が倒産するまで、夫と一緒に勤務していた。申立期間に夫の厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず私の記録は無い。申立期間について、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、勤務の状況は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は昭和40年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及びその妻は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる54人（申立人が名前を挙げた13人を含む。）のうち、所在が判明した28人に照会を行い、回答が得られた17人のうち元役員であった申立人の夫は、「申立期間当時、妻は私の家族ということで、私一人が給与をもらっていた。妻には給与は支給されていなかった。」、元従業員は、「申立人は、申立期間当時、会社が忙しい時に手伝う程度で、給与の支給日に給与をもらっているのを見たことがない。」とそれぞれ陳述している。

さらに、B社における申立人の夫に係る昭和35年更新の被保険者原票の被扶養者資格記録欄を見ると、申立人は、当時、その夫の被扶養者であったこと

が確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。